

東京都児童福祉審議会・専門部会 中間のまとめ（構成案）

仮題：東京都における保育サービスの拡充に向けて

1 はじめに（経緯・背景・面積基準検討の趣旨）

- 地域主権改革推進一括法案（H22.3国会提出）
 - ・ 保育所の設備及び運営に関する基準を都道府県等の条例に委任（東京等の一部地域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室面積基準の緩和が可能）
- 都は、大都市に見合った面積基準など運営上の創意工夫が可能となるよう国に提案要求
 - ・ 認証保育所は、H13年度の制度創設以降着実に増加、制度として定着

2 保育サービス拡充の必要性

（1）東京の保育の状況

- 就学前児童人口は微増、保育サービス利用児童数は年々増大
- 待機児童数は依然として増加、その9割は3歳未満の低年齢児

（2）待機児童解消に向けたこれまでの都の取組

- 保育サービス拡充緊急3か年事業（H20～22年度の3年間で1万5千人増）
- 「安心こども基金」を活用した保育所等の緊急整備（H21年度～）
- 東京都保育計画（H22～26年度の5年間で3万5千人増）
- 保育所等の計画的な施設整備のほか、既存施設の定員拡充・定員弾力化を推進

3 待機児童解消に向けた更なる取組

（1）保育所面積基準の緩和

- 認可保育所・認証保育所における居室面積基準と利用実態比較

（2）留意すべき事項

- 保育の質の確保
- その他の待機児童対策

4 おわりに

- その他の設備・運営基準について
- 国の制度改正に対する対応等